

後期高齢者医療制度のお知らせ

市民課保険年金係 ☎ ②5 1135

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6883

保険料について

7月中旬ごろ、平成30年度の保険料額の通知を送付します。

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、そのかたの所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

※総所得金額などとは

- 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額など）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- 各種所得控除（社会保険料・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

年間保険料額（賦課限度額62万円）

① 所得割額	② 均等割額
(総所得金額など※-33万円) ×8.86%	42,965円



保険料の軽減措置

- 所得の低い世帯に属するかたは、次の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（そのほか各種所得がない）	9割	4,296円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+被保険者数×27.5万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×50万円)以下	2割	34,372円

- 世帯は4月1日（年度途中に資格取得されたかたは資格取得日）時点での状況で判定します。
- 平成29年4月～12月末日の年齢が65歳以上のかたの年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

※所得割額の軽減については、平成30年度から廃止されました。

- 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であったかた

均等割額が5割軽減され、所得割は課されません。（均等割額の9割軽減または8.5割軽減に該当するかたは、そちらが適用されます）

該当のかたには、軽減措置後の保険料額を通知します。被用者保険の被扶養者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、問い合わせてください。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

保険料の納付方法

特別徴収…年金からの天引きによる納付

普通徴収…納付書や口座振替による納付

※年金の受給額が年額18万円未満のかたや介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金（1回あたりの支給額）の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

保険証の更新について

現在の被保険者証（ピンク色）の有効期限は、平成30年7月31日までとなっています。

新しい被保険者証（若草色）は、7月中旬ごろに三重県後期高齢者医療広域連合から自宅へ簡易書留で郵送します。

有効期限	被保険者番号	平成31年7月31日	
住所	〇〇市〇〇99番地99		
ミエ タロウ	性別	男	
氏名	三 重 太 郎		
生年月日	昭和 年 月 日	発効期日	平成 年 月 日
資格取得日	平成 年 月 日	交付日	平成30年 8月 1日
一部負担金の割合 1割			
保険者番号	3 9 2 4 2 1 1 0	保 険 者 名	三重県後期高齢者医療広域連合

平成 30 年8月から、高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度…ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

平成30年7月までの自己負担上限額

適用区分		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上のかた	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 多数回 (※3) 44,400 円
	課税所得 145万円未満のかた	14,000 円 (※2) [年間の上限 144,000円]	57,600 円 多数回 44,400 円
一般	II 住民税非課税世帯 (※4)	8,000 円	24,600 円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など) (※4)		15,000 円

平成30年8月からの自己負担上限額

適用区分		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
III 課税所得 690万円以上のかた		252,600 円 + ㉑ (※5)	多数回 140,100 円
	II 課税所得 380万円以上のかた	167,400 円 + ㉒ (※6)	多数回 93,000 円
I 課税所得 145万円以上のかた		80,100 円 + ㉓ (※7)	多数回 44,400 円
	課税所得 145万円未満のかた	18,000 円 (※2) [年間の上限 144,000円]	57,600 円 多数回 44,400 円
II 住民税非課税世帯 (※4)		8,000 円	24,600 円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など) (※4)		15,000 円

- (※1) 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 (※2) 1年間（8月～翌年7月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。
 (※3) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 (※4) 住民税非課税世帯のかたについては、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。
 (※5) ㉑ 医療費総額が842,000円を超えた場合、超過額の1%
 (※6) ㉒ 医療費総額が558,000円を超えた場合、超過額の1%
 (※7) ㉓ 医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の1%

保険料免除・猶予制度
 経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
 ① 全額免除・一部免除制度
 ② 納付猶予制度
 ③ 学生納付特例制度
 平成28年7月から平成37年6月まで納付猶予制度の対象者が30歳未満から50歳未満まで拡大されました。
 表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は、減額された保険料を納付していることが必要です。(※1)
 将来受け取る年金額を増額するために、10年以内であれば免除または猶予された保険料を後から納めることができ

国民年金の保険料の納付が困難なときは

市民課保険年金係
 ☎ ㉓ 1148
 伊勢年金事務所
 ☎ 0596
 ㉔ 3601

保険料免除などと年金給付の関係

	納付	全額免除	一部免除 (※1)	納付猶予 学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入される?)	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金 受給資格期間に 算入される?	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
年金額に反映 される?	○ されます	○ 2分の1が反映 されます	△ 免除割合に応じて 反映されます	○ されます	× されません

ますが、2年を過ぎると加算額がつきますので注意してください。また保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときに障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。
 納付が困難なときは①～③の申請をしましょう。